



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

食品安全委員会 in 大阪府

検疫所における輸入食品の 安全性確保への取組

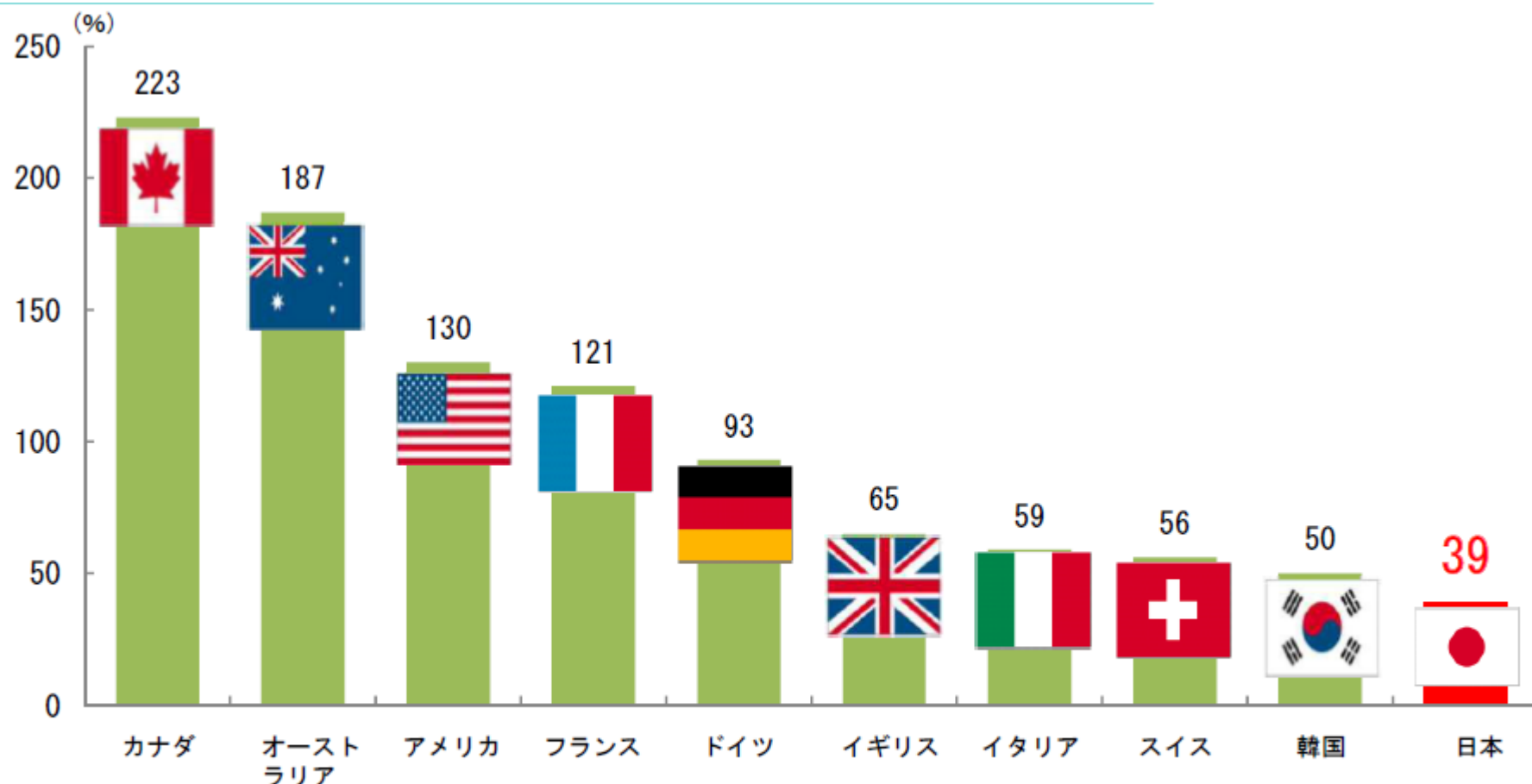
関西空港検疫所

食品監視課長

楠 博文



カロリーベース食料自給率の比較



(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO “FoodBalance Sheets”等を基に農林水産省で試算した（アルコール類は含まない。）。

ただし、スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」、韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」による。

(注) 1. 数値は、平成21年（ただし、日本は平成24年度）。

2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。畜産物については、輸入飼料を考慮している。

輸入食品のリスク&ベネフィット

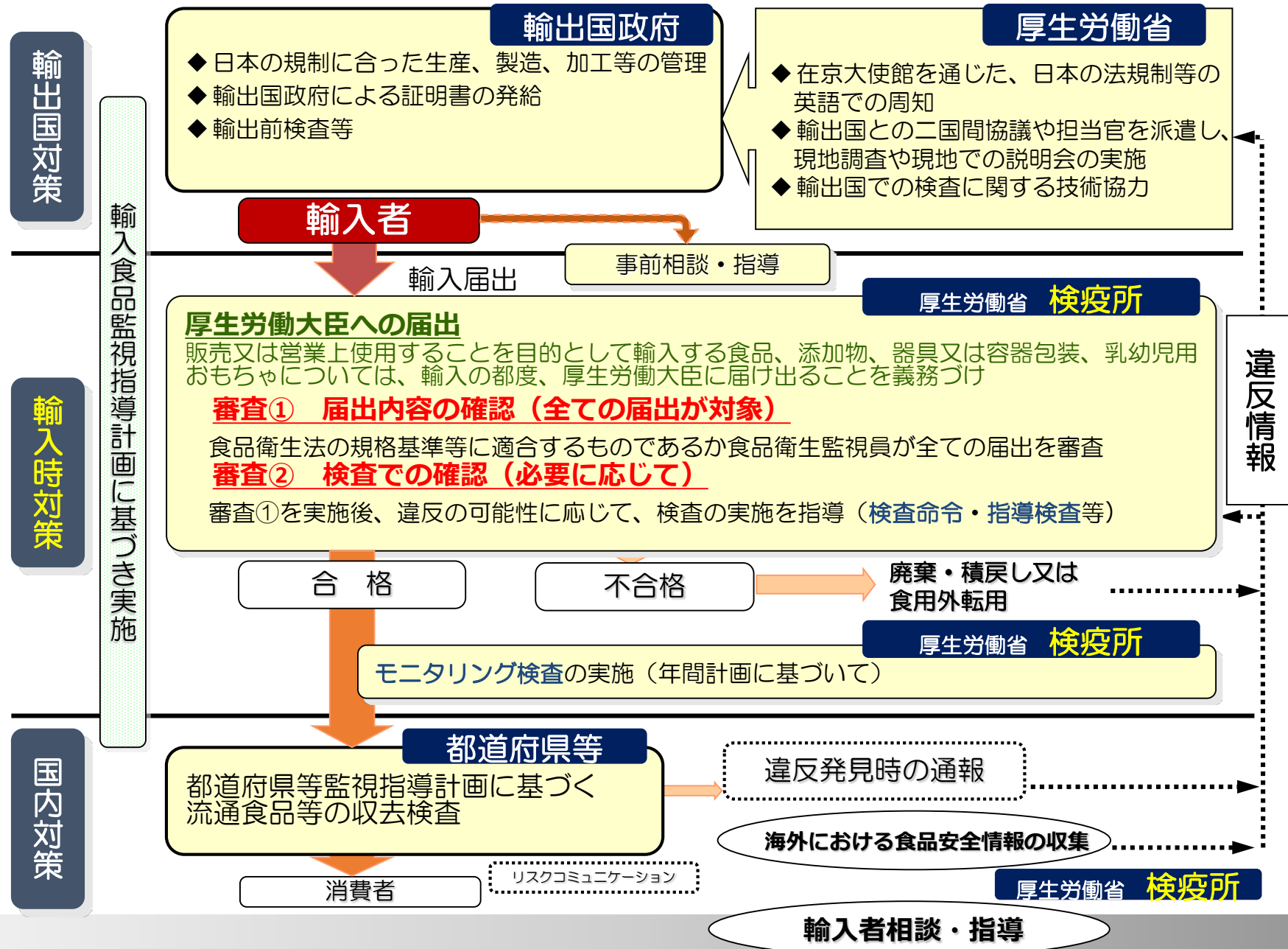
〈ベネフィット: 食品の輸入で得られる恩恵〉

- * 大量生産が困難な大豆・小麦等の安定的な確保と供給
- * 野菜・果実は季節等を選ばずに供給が可能。
- * 一般的に価格(現地の人件費等)が安い。
- * 国内に無い多種多様な食品が手に入る。

〈リスク: 安全性への懸念〉

- * 諸外国との安全基準の違い。
→安全性への懸念(農薬・動薬、添加物)
- * 生産地や工場における衛生的な管理状況がよく分からない。
→生産国での衛生管理レベルの差(微生物)

輸入食品の監視体制



食品等の輸入届出

法令 食品衛生法 第27条

目的 国内で販売、又は営業上使用するもの

※ 「販売」には、不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む

品目 食品(医薬品、医薬部外品を除く)

食品添加物

器具

容器包装

乳幼児を対象とするおもちゃ※(厚生労働大臣が指定するもの)



食品等輸入届出窓口配置状況

食品衛生法により、販売又は営業上使用することを目的として輸入する食品、添加物、器具又は容器包装、乳幼児用おもちゃについては、輸入者に対し、輸入のつど厚生労働大臣に対して届け出ることを義務づけています。

※個人使用のお土産等は除きます。

この届出については、全国に32か所ある検疫所食品監視窓口において受理します。

平成28年度

食品等輸入届出窓口 32検疫所 ●◎
(◎は検査課を有する6検疫所)
輸入食品・検疫検査センター 2施設 ★
食品等輸入相談室 13検疫所
食品衛生監視員 408名



那覇
那覇空港

福岡
門司
下関
福岡空港
長崎
鹿児島

広島
境
広島空港

神戸(食品監視課)
神戸(食品監視第二課)
輸入食品・検疫
検査センター

関西空港

新潟
小松空港

小樽
千歳空港

仙台
仙台空港

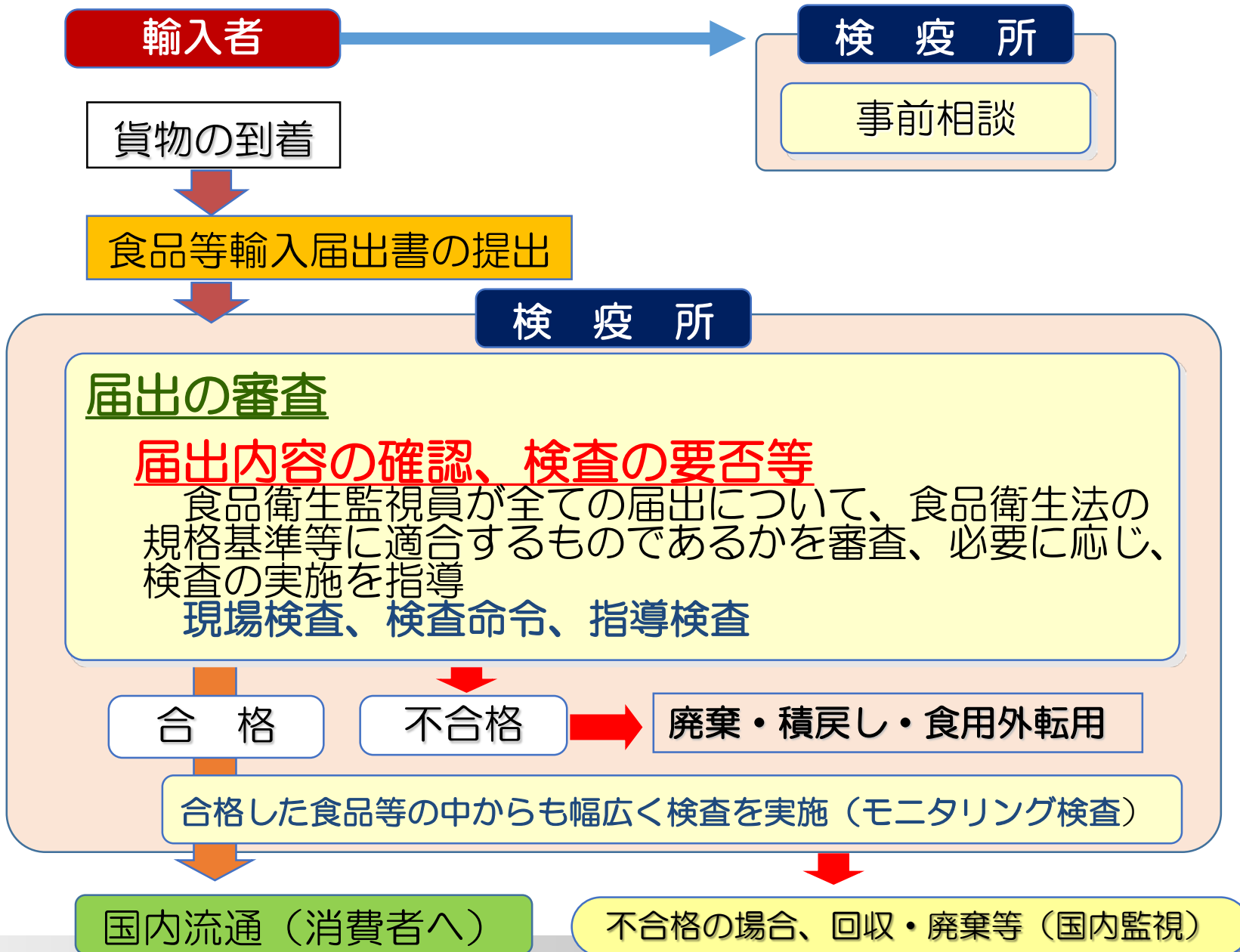
東京(食品監視課)
東京(食品監視第二課)
千葉
東京空港
川崎
成田空港

横浜
輸入食品・検疫検査センター

中部空港
四日市
清水
名古屋



輸入食品に対する監視体制



食品等の輸入届出事項

届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

* 全ての届出貨物について、内容を審査します



届出内容の確認（書類審査）

審査 届出内容の確認

審査は食品衛生監視員により、食品等輸入届出書に記載されている品目、輸出国、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物等をもとに行います。

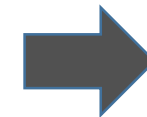
【確認事項例】

- 食品衛生法に適合した原材料を使用しているか
 - 添加物の使用は適切であるか
 - 製造基準に適合しているか
 - 過去に衛生上の問題があった製造者・製造所ではないか
 - 輸出国での回収対象製品ではないか
 - 必要な書類（輸出国の衛生証明書等）が添付されているか
- など



【不適事例】

- 我が国で使用が認められていない添加物の使用
 - 加熱温度・時間の不足などの製造基準不適合
 - 輸出国の衛生証明書の不添付、記載内容の不足
- など、食品衛生法に適合しないことが確認された場合



積戻し・廃棄等

食品衛生監視員による現場検査

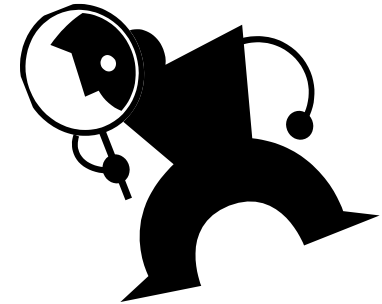
現物確認・検体採取

現場での確認が必要な食品、初めて輸入される食品、輸送途中で事故が発生した場合等は、食品が保管されている倉庫等で、食品衛生監視員により、食品の外観上問題がないか、現物確認を行います。

また、モニタリング検査等のための検体採取も行ないます。

【確認事項例】

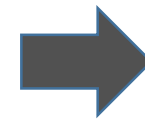
- 毒魚等混入はないか（魚類）
 - 危険部位等の混入がないか（牛肉）
 - 腐敗等、食用として不適な状態ではないか
 - 異物の混入はないか
 - 保管状態（温度等）は適切か
 - 届出内容に間違いがないか
- など



【不適事例】

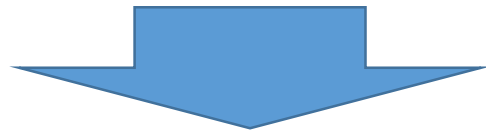
- 異種フグの混入
- 危険部位の混入
- 腐敗、カビの発生

など、食品衛生法に適合しないことが確認された場合



積戻し・廃棄等

貨物の到着 → 保税倉庫等へ保管



倉庫へ到着



検査対象貨物の確認



表示内容の確認



写真に記録・保存



試験品の採取



魚種の鑑別



試験検査による確認

科学的な検査により判断

検査による確認の必要があると判断されたものは検査を命令、指導し、または、検疫所において実施し、検査結果を基に食品衛生法に適合していることを確認します。

【確認事項例】

- 残留農薬、動物用医薬品
- 食品添加物
- 腸管出血性大腸菌、腸炎ビブリオ等の病原微生物
- 成分規格で定められている細菌数、大腸菌群等
- アフラトキシン等のカビ毒、貝毒等の有害物質
- 安全性未承認の遺伝子組換え食品の混入
- 放射線殺菌の有無
- など



【不適事例】

- 残留基準値を超えて残留
- 病原微生物の検出
- 有害物質の検出

など、食品衛生法に適合しないことが確認された場合



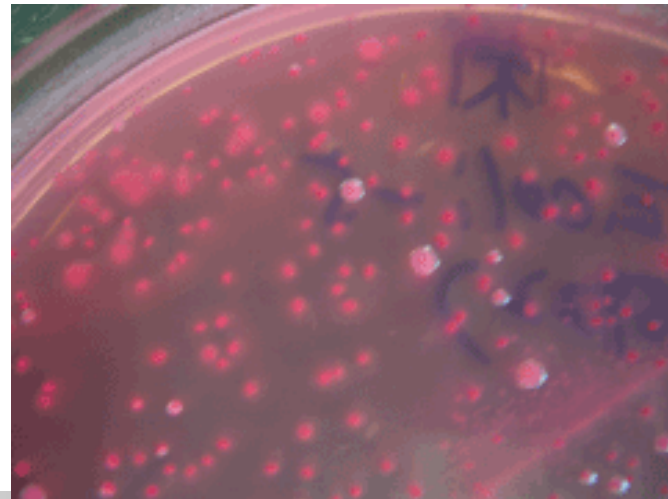
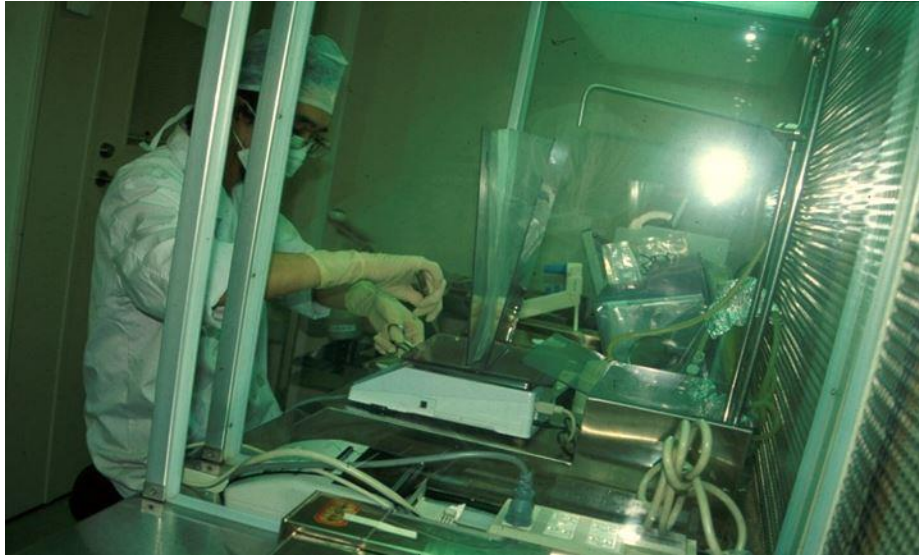
積戻し・廃棄等

食品の理化学検査

(肉類・残留動物用医薬品の検査)



食品の微生物検査 (冷凍食品・大腸菌群の検査)



食品衛生法違反事例



生鮮マツタケ（中国）
残留農薬の一律基準不適合
（クロルピリホス）



ソーセージ（フランス）
加熱食肉製品の規格不適合（大腸菌群）



マカロン菓子（ベルギー）
保存料（ソルビン酸）の対象外使用



カプセル入り健康食品（ペルー）
指定外添加物の使用（メチルパラベン）



コーヒーの計量スプーン（メキシコ）
合成樹脂の規格不適合（鉛の項目）



ゴム製手袋（マレーシア）
ゴムの規格不適（亜鉛の項目）

輸入者に対する指導（違反判明時）

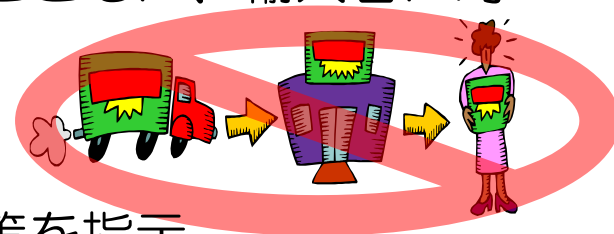
食品衛生法違反が判明した場合

審査及び検査の結果、食品衛生法違反が判明した届出については、輸入者に対し、貨物が国内に流通しないよう指示すると共に、再発を防止するために指導を実施します。

【指導内容】

○積戻し、廃棄、食用以外の用途への転用を指示

既に流通している場合には、自治体へ連絡するとともに、輸入者に対し、自治体の指示に従うよう指導



○再発防止のため、違反原因の調査、再発防止対策を指示

原因究明の結果及び再発防止対策について報告を求める

○輸入再開時の改善結果報告

同一製品を再度輸入する場合にあっては、改善が図られたことを確認
必要に応じ、検査等による検証結果を確認



輸入者に対する指導（事前相談等）

自主的な安全管理に係る指導

貨物を輸入する前に、食品衛生法に適合する貨物を輸入するために必要な情報等について、輸入者に対し、情報提供及び指導相談を実施します。

【基本的事項】

○食品衛生法に基づく食品安全上の規制や輸入者の責務

○違反情報や衛生問題の**情報**

などについて、**講習会等を開催**し指導



【事前相談】

○品目、輸出国、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物等をもとに食品衛生法に適合しているか確認すること

○成分規格の適合性、証明書等の確認、検査等により確認すべき事項

⇒食品衛生法に違反することが確認された場合

○改善が図られるまで輸入を見合わせ、また、改善が書類等で確認できたものについても、必要に応じて、検査により確認すること

などについて、**輸入食品相談指導室等**において指導

【その他】

○記録の作成・保存

○関係事業者の食品安全知識の向上



輸入者等への事前相談、説明会等の開催

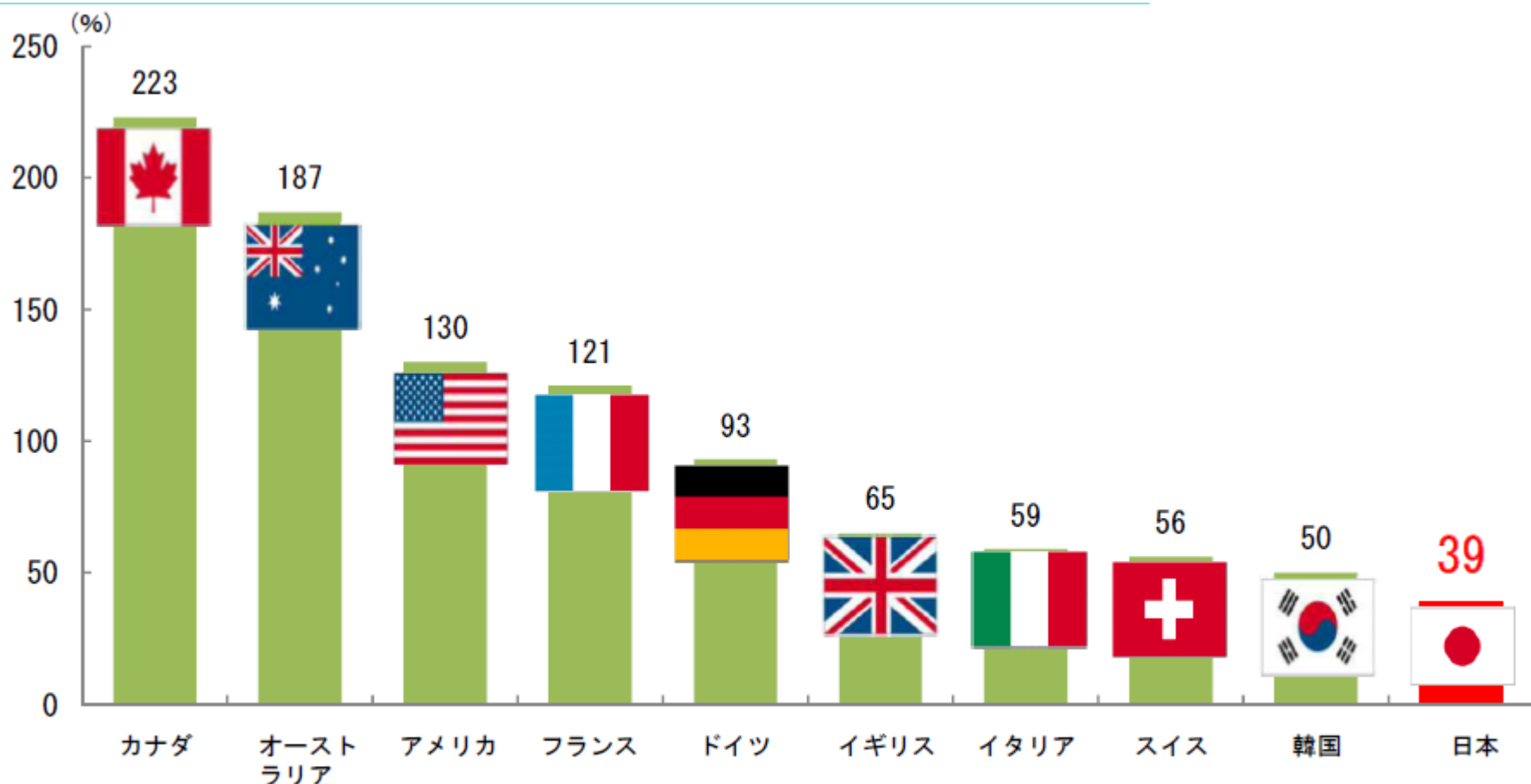


事前輸入相談の実施
(輸入食品相談指導室)



説明会・講習会の開催

カロリーベース食料自給率の比較

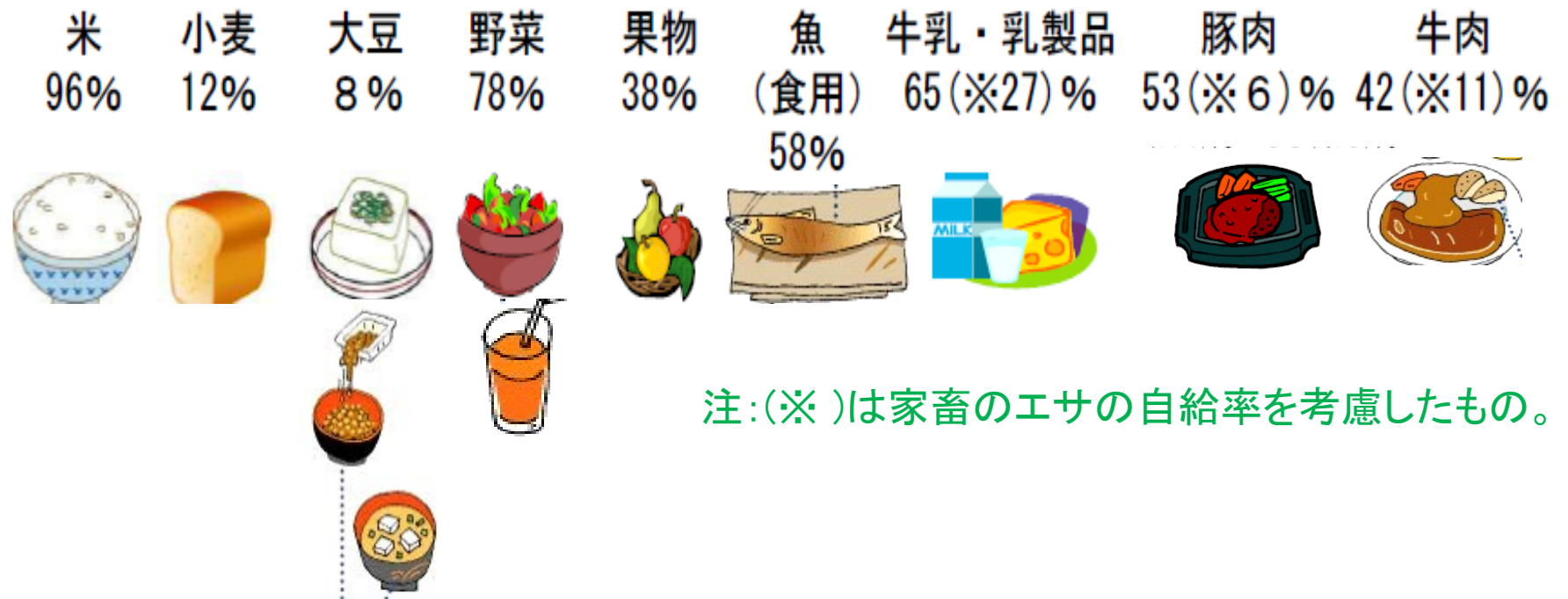


(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO “FoodBalance Sheets”等を基に農林水産省で試算した（アルコール類は含まない。）。
ただし、スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」、韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」による。

(注) 1. 数値は、平成21年（ただし、日本は平成24年度）。

2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。畜産物については、輸入飼料を考慮している。

主な食品の自給率



注:(※)は家畜のエサの自給率を考慮したもの。

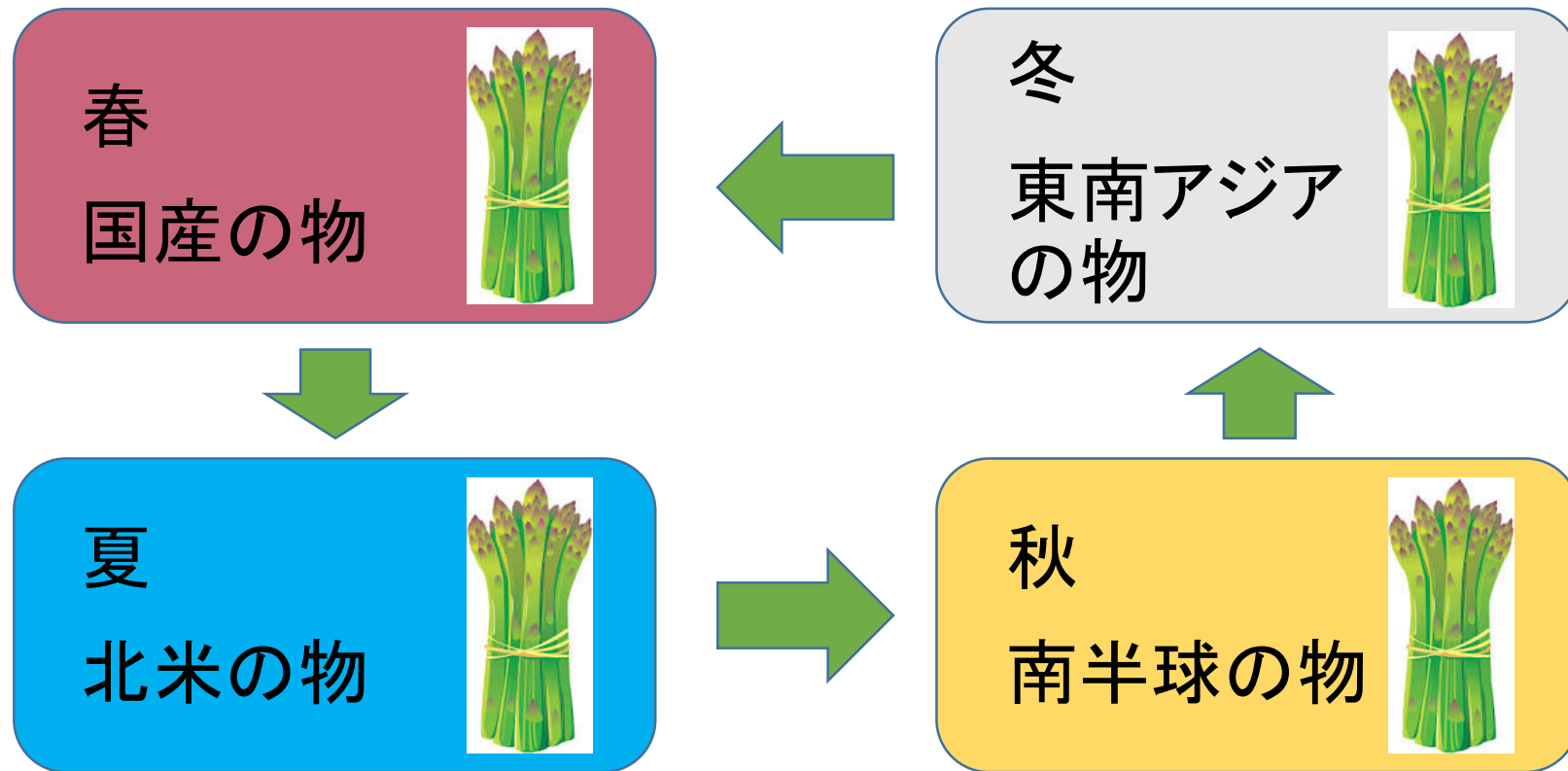
都道府県別の食糧自給率

順位	都道府県名	自給率
1	北海道	197%
2	秋田県	181%
3	山形県	136%
4	青森県	118%
5	岩手県	105%
6	新潟県	104%
7	佐賀県	91%

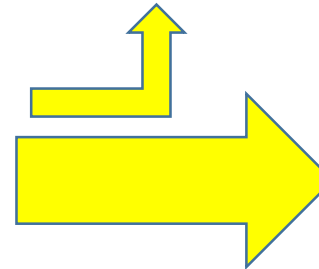
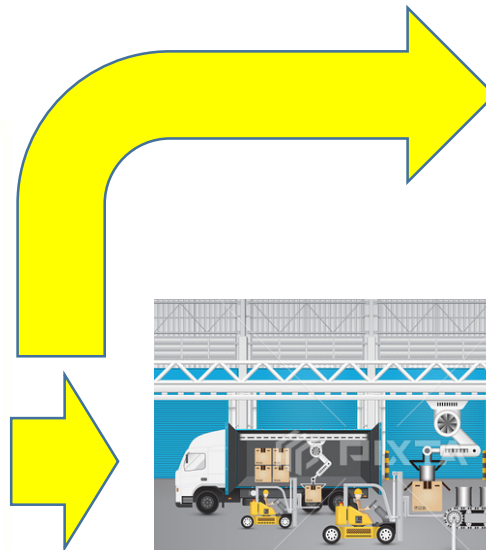
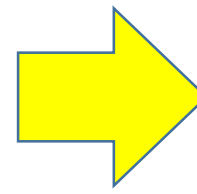
45	神奈川県	2%
46	大阪府	2%
47	東京都	1%

農林水産省の資料より

本来春先にしか出回らないはずの アスパラガスが年中店先にあるわけ



国産食品と輸入食品のすみ分け



思い出そう理科・社会

理科編

◎食べ物の旬を知ろう

- ・旬の食べ物は強い
 - 農薬をあまり使わなくて良い
- ・旬の食べ物は栄養満点
- ・旬の食べ物はお手頃価格

社会編

◎食べ物の産地を知ろう

- ・日本でとれる食べ物かどうか
 - 例えば、日本で大量に生産される食べ物は輸入する必要がない
 - 例えば、都市近郊農業で生産される食べ物はほぼ全て国産
 - 例えば、日本で絶対にとれない食べ物は全て輸入品

結局のところ

- 国産食品、輸入食品共に、食べ物の種類、季節、場所に偏りがある。
- 偏った食生活が続けることは、健康上、いろいろと問題が出てくる。
- 国産食品も輸入食品も同じように衛生管理が行われている。
- あまり神経質にならず、旬の食べ物を中心に、まんべんなく、美味しく調理して、バランス良く、食べましょう。



そして、健康寿命を延ばしましょう。

参考

厚生労働省のホームページ

厚生労働省 輸入食品



関西空港検疫所のホームページ

関西空港検疫所 輸入食品



ご静聴ありがとうございました



Photo Copyright Kansai International Airport Co.,Ltd.

演者へのメールは、kusunoki-hirofumi@keneki.go.jp お願いします。

